

5 申込区分及び募集数等

申込区分		募集数		使用料 ※2	
区分A1	焼骨所持 1体分	30枠	30体	(通常納骨)	70,000円
区分A2		40枠	40体	(直接合祀)	60,000円
区分B1	焼骨所持 2体分	45枠	90体	(通常納骨)	140,000円
	焼骨所持 1体分+生前予約1体分				
区分B2	焼骨所持 2体分	50枠	100体	(直接合祀)	120,000円
	焼骨所持 1体分+生前予約1体分				
区分C1	本市営の一般墓地返還	50体		(直接合祀)	60,000円 (1体につき)
区分C2	本市営の一般墓地返還+生前予約1体分	30体			
区分C3	本市営の一般墓地返還+生前予約2体分	20体			
区分D1	生前予約 1体分 75歳以上 ※1	30枠	30体	(通常納骨)	70,000円
区分D2		20枠	20体	(直接合祀)	60,000円
区分D3	生前予約 1体分 75歳未満	20枠	20体	(通常納骨)	70,000円
区分D4		20枠	20体	(直接合祀)	60,000円
区分E1	生前予約 2体分	15枠	30体	(通常納骨)	140,000円
区分E2		10枠	20体	(直接合祀)	120,000円
令和8年度募集数合計			500体		

※1 区分Dの75歳以上とは、生年月日が昭和27年4月1日以前の方とします。

※2 1つの骨壺に複数体の焼骨が納められている場合は、体数分の申込み及び使用料が必要となります。

6 申込者の資格

次の(1)、(2)に掲げる資格のほか、下表の申込区分に応じた申込資格が必要となります。

(1) 申込者は、千葉市内に1年以上継続して居住していること。(区分Cは1年以内でも可)

(2) 申込者は、現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地(合葬式墓地以外)の使用許可を受けていないこと。(区分Cを除く)

申込区分	申込資格	
区分A1 A2	焼骨所持 1体分	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀を主宰する者であること ・埋蔵する焼骨(分骨でないものに限る)を所持していること ・埋蔵する焼骨は、申込者の配偶者、2親等内の血族の方または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓をしている方 ・生前予約分は申込者本人が使用すること
区分B1 B2	焼骨所持 2体分 焼骨所持 1体分+生前予約 1体分	
区分C1	本市営の一般墓地返還	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市営霊園(桜木霊園・平和公園)の普通墓地・芝生墓地・林間墓地の使用者であり、使用中の墓地を返還すること ・C2生前予約 1体分は申込者本人が使用すること ・C3生前予約 2体分は申込者本人と申込者の配偶者、2親等以内の血族の方または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓をしている方(申込者と一緒に埋蔵される方は市外在住でも可)が使用すること
区分C2	本市営の一般墓地返還+生前予約 1体分	
区分C3	本市営の一般墓地返還+生前予約 2体分	
区分D1 D2 D3 D4	生前予約 1体分	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が使用すること
区分E1 E2	生前予約 2体分	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人と申込者の配偶者、2親等以内の血族の方または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓をしている方(申込者と一緒に埋蔵される方は市外在住でも可)が使用すること